

令和3年12月27日

The Informed Public Project 代表
河村 雅美 様

環境省大臣官房総務課
情報公開閲覧室

行政文書開示決定通知書の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年11月21日付けでご請求された行政文書の開示につきまして、別添の通り開示決定通知書をお送りいたします。

同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項をご記入等の上、30日以内に当情報公開閲覧室宛てに折り返しお送りください。当該期間を経過してから開示をご希望される際は、再度、開示請求を行う事が必要となります。

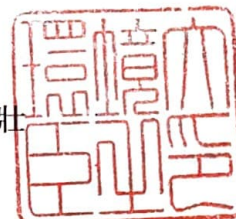
なお、閲覧・ご来省の際には事前にご連絡いただきますよう、併せて宜しく
お願い申し上げます。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室
担当 中川・山田
電話 03(3581)3351 内線 7179

行政文書開示決定通知書

The Informed-Public Project 代表
河村 雅美 様

環 境 大 臣
山 口 壯



令和3年11月21日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について
米側との合意文書

2 不開示とした部分とその理由

合意文書のP1については、公としないことを前提とした米国との協議に関する情報であり、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあり、法第5条第3号に該当するため、不開示とします。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法に限らず、下表に記載した方法のうち希望される開示の実施方法を選択することができます。

閲覧又は窓口での写しの交付の場合は、(2)に記載された日時のうち、御都合のよい日を記入してください。

写しの送付(郵送)の場合は、(3)に記載された郵送料を、郵便切手にて納付してください。

* 本表では数量について、政令における「枚」を「ページ」と表示しています。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いただく開示実施手数料(※)
A3判以下 2ページ	①閲覧	100ページまでごとに100円	100円	0円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	文書1ページにつき10円	20円	0円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	120円	0円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1ページごとに10円を加えた額	140円	0円

(注) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

※ 実際にお支払いただく開示実施手数料(収入印紙)は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額)を計算し、その額が開示請求手数料までは無料、開示請求手数料を超える場合は当該額から開示請求手数料を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和3年12月27日から令和4年2月28日まで(土・日曜日、祝日を除く9:30~17:00(12:00~13:00を除く。))

場所：中央合同庁舎第5号館 19階20号室
(環境省 情報公開閲覧室 東京都千代田区霞が関1-2-2)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(郵便切手による見込額)：

複写機による複写の場合 定形外郵便 50gまで 120円分

CD-R又はDVD-Rへの複写の場合 定形外郵便 100gまで 140円分

* 担当課等

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

水・大気環境局総務課

TEL：03-3581-3351 内線6571